

# PCB廃棄物の早期処理に向けた環境省の取組

令和元年10月  
環境省 環境再生・資源循環局  
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

# 地方環境事務所の体制強化

- 自治体の掘り起こし調査の支援やPCB廃棄物の処分に係る保管事業者への指導強化のため、平成29年度から、地方環境事務所にPCB廃棄物処理に係る専任の任期付職員を配置。
- 電気機器関係、廃棄物関係など専門性を持つ職員を採用。
- 自治体、関係省庁、JESCO、関係団体等の連携を図るとともに、自ら事業者指導等も実施。
- 引き続き更なる体制の増強を図っていく。

## <PCB廃棄物処理推進に係る各地方環境事務所の任期付職員の定員数>

地方環境事務所	職位	H30	R1増員	合計
北海道地方環境事務所(札幌市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	1	2
東北地方環境事務所(仙台市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	1	2
関東地方環境事務所(さいたま市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	2	3
中部地方環境事務所(名古屋市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	1	2
近畿地方環境事務所(大阪市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	2	3
中国四国地方環境事務所(岡山市、高松市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	5	0	5
九州地方環境事務所(熊本市、福岡市)	課長補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	5	0	5

※上記以外にも併任で担当する職員を配置。

# 都道府県市による掘り起こし調査の支援

- PCB廃棄物等の掘り起こし調査に際して、相談窓口の設置、専門家の現場派遣を実施。  
(受託機関:公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団)

## 相談窓口

### (1) PCB全般に関する 相談窓口の設置

- ・PCB 廃棄物に関する日常の問合せ等への対応
- ・自治体関係者や一般事業者等からの相談を受付

### (2) 掘り起こし調査の 相談窓口の設置

- ・調査票の記入方法等に関する問合せ等への対応

## 専門家 派遣

### (3) 現地調査及び立入 検査の支援

- ・自治体施設の現地調査や事業者への立入検査へ同行
- ・PCB含有の電気工作物の見分け方の説明、助言  
安定器の設置場所、見分け方の説明、助言、調査の実演

### (4) 自治体担当者向 け説明会

- ・保健所、施設課、学校教育課等の職員を対象に実施
- ・内容は、PCB含有の電気工作物、安定器等の掘り起こし、  
判別方法など、要望に合わせて調整

### (5) 事業者向け説明 会

- ・一般事業者、保管事業者を対象に実施
- ・内容は、PCB含有の電気工作物、安定器等の掘り起こし、  
判別方法など、要望に合わせて調整

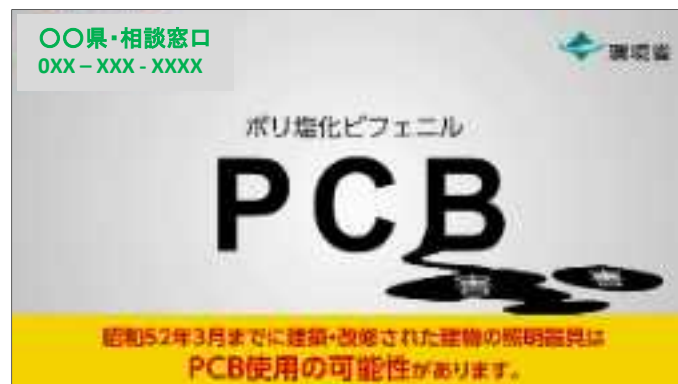
# PCB廃棄物等の適正処理を促進する周知、広報

## 背景

- PCB廃棄物等の適正処理を促進するためには、PCB廃棄物等を保管する事業者に向けた周知・広報が重要であり、多くの自治体からも、マスメディアを活用した大規模な広報、テレビCM等の全国的な広報を実施してほしいとの要望も寄せられている。
- テレビCMによる広報については、昨年度末に照明器具のPCB使用安定器の処理促進にかかる広報を全国で実施した結果、それを見た事業者から数多くの問合せがあり、一定の効果が確認されている。

## 本年度の主な広報計画

- テレビCMによる全国的な広報等
    - PCB使用変圧器・コンデンサーの適正処理を促す内容(北九州事業地域以外)
    - 照明器具のPCB使用安定器の適正処理を促す内容
- ※時期については、自治体の希望を聴取し検討



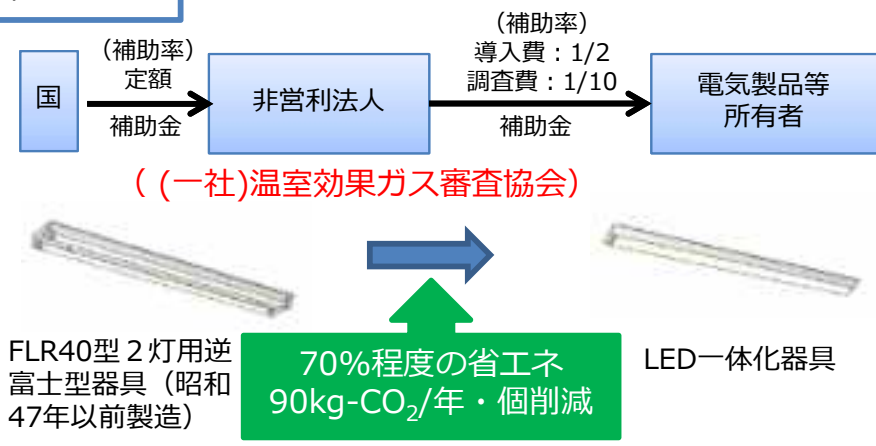
(参考) 平成30年度のテレビCMの例

# PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業

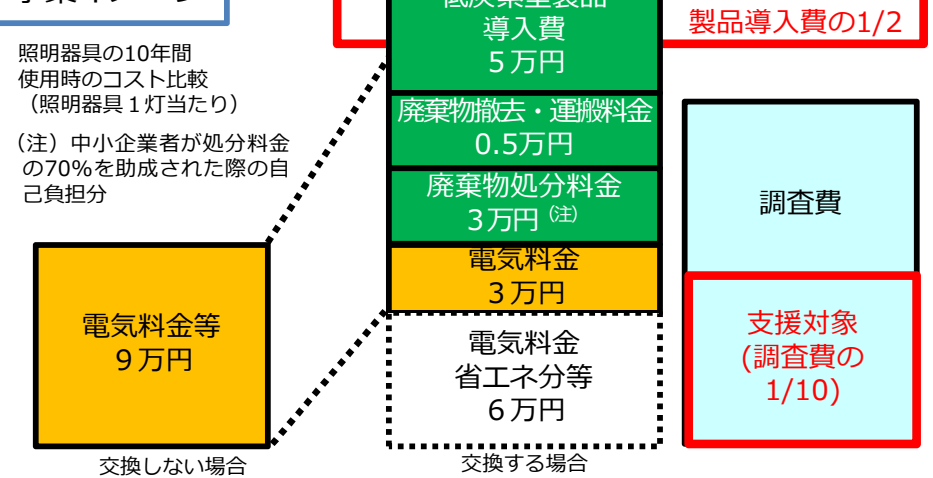
- 目的：PCB使用照明器具のLED照明への交換を支援することにより、PCB使用照明器具の早期処理を促進するとともに、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制を図る
- 対象事業の要件：
  - (1) PCB使用照明器具の調査事業：昭和52年3月以前に建築・改修された建物の調査
  - (2) PCB使用照明器具のLED照明への交換事業：使用中のPCB使用照明器具のLED照明器具への交換
 ※いずれも、PCB使用照明器具の早期処理が確実であること。
- 補助金の交付額：
  - (1) PCB使用照明器具の調査費用の10分の1 (上限50万円)
  - (2) 工事費、設備費、事務費、その他必要な経費で承認した経費の2分の1
- 補助対象： (※地方公共団体、独立行政法人は対象外)
  - ・民間企業
  - ・一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
  - ・その他環境大臣の承認を経て協会が認める者
- 事業実施期間：平成29年度～**令和元年度**
- 本年度の公募期間：平成31年4月23日～**令和2年1月31日(金) 15時まで**

最終年度！

## 事業スキーム



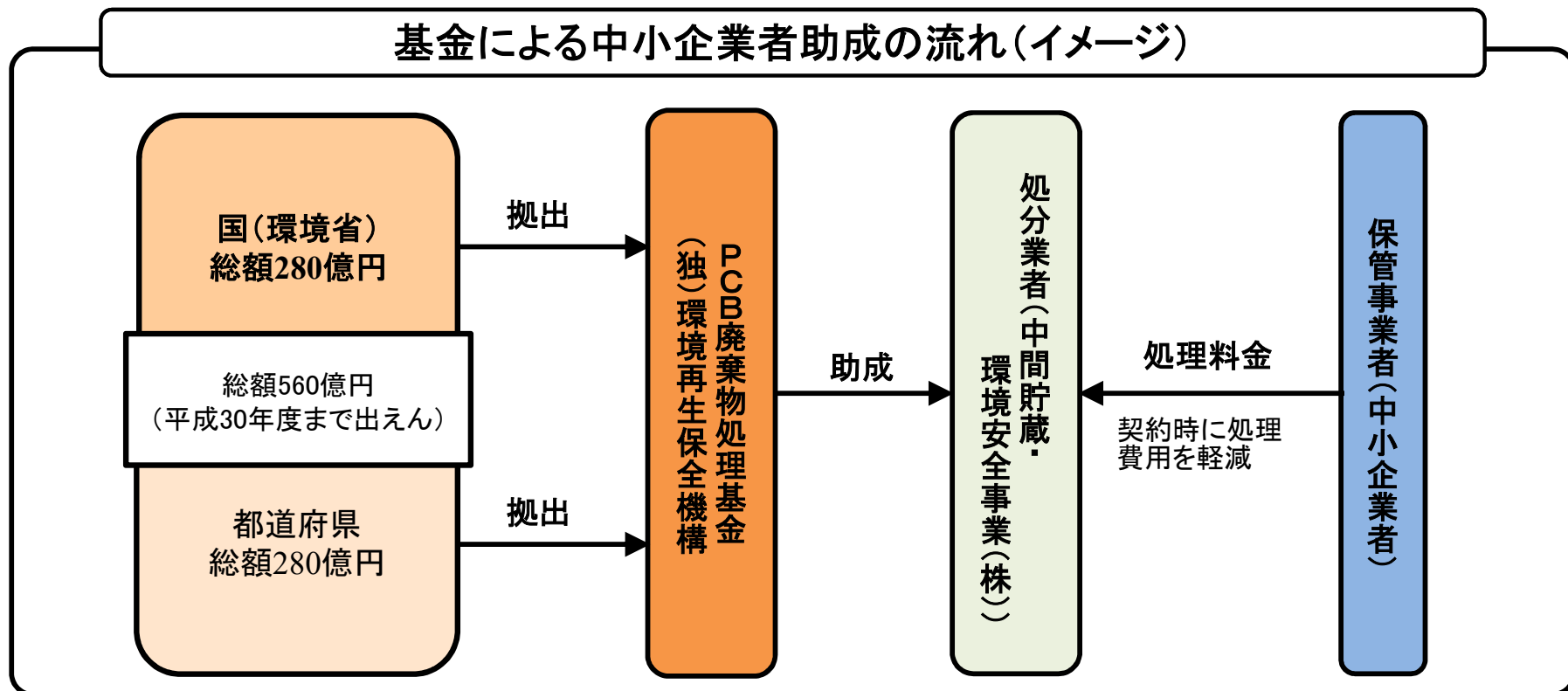
## 事業イメージ



# 中小企業者等の高濃度PCB廃棄物処分費用の負担軽減措置

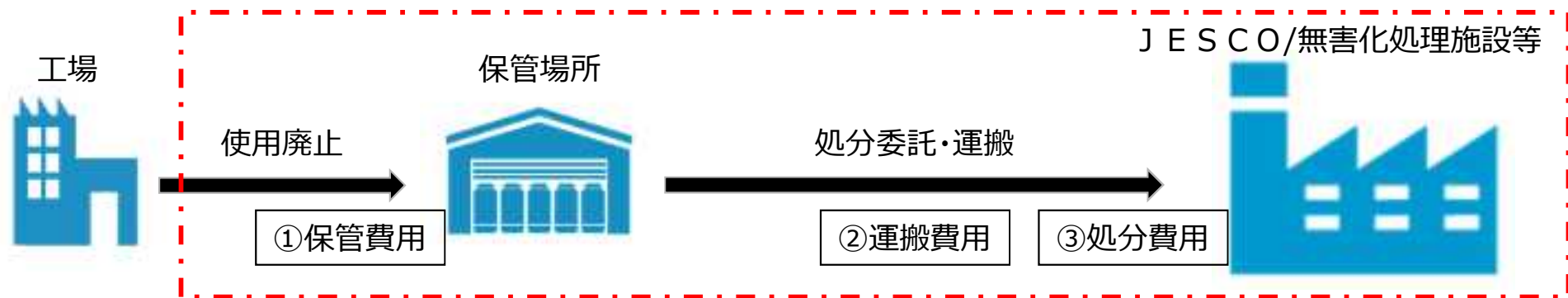
- 中小企業者等が、高濃度PCB廃棄物の処分をJESCOに委託して行う場合に、その費用が軽減されるよう、PCB廃棄物処理基金から、中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出することとしている。
- **中小企業者等については処分料金の70%**を軽減するとともに、特に費用負担能力が脆弱な**個人※**については、**処分料金の95%**を軽減している。

※事業を廃止して個人で保有している者等。個人事業主は除く。



# 中小事業者のPCB廃棄物処理に係る運転資金の低利融資制度

- 制度対象：自ら保有する高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）や無害化認定施設等において処理しようとする者
- 融資種類：長期運転資金（事業者が、処理せざるを得ない廃棄物に一度に多くの資金が必要な場合に、事業を継続しながら、返済していきつなぎ資金のような制度のこと）
- 貸付対象：中小事業者（PCB廃棄物の保管事業者）
- 制度創設事業部：日本政策金融公庫 中小事業部及び国民生活事業部



## 貸付対象とする費用の範囲

- ①処理委託までの間の保管費用
- ②処理施設までの運搬費用
- ③処分にかかる費用（JESCOの負担軽減措置分は除く）

## 貸付利率

- 高濃度PCB：特別利率③ 0.30%～  
低濃度PCB：基準利率 1.16%～